

指定管理者制度の効果的な運用に向けたサウンディング型市場調査実施要領

1. サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」（以下「調査」という。）とは、市が予定又は実施している事業の検討・見直しに当たって、民間事業者等から広く意見・提案を求めることにより、市場性の有無や民間のアイデア等を把握し、効果的な運用につなげるために実施するものです。

2. 調査目的

本市では、平成30年4月1日現在、183の公の施設で指定管理者制度を導入しております。

当初は、民間のノウハウを活用したサービス向上とともに、経費節減を主たる目的として導入を進めて参りましたが、制度導入から十年余が経過した現在、施設の管理運営に関する様々な要因の変動により、指定管理者の自主的な経営努力が困難な状況となっており、その結果、更新時における新規事業者の参入が見込めないといった課題等が生じており、効率性が低下し、民間運営の利点が十分に発揮できていない施設も見受けられるようになりました。

現在、指定管理者制度の効果的な運用に向けて、制度運用等の見直しを進めておりますが、民間事業者等からも広く意見・提案を求めた上で、より多くの団体に参加いただけるよう募集要件を整え、市民サービスの向上に努めるために、本調査を実施します。

3. 調査概要

調査内容	指定管理者制度の運用方法に関する調査
制度概要	別添「高松市指定管理者制度運用基本指針」のとおり
主な対話内容	1 市民サービス向上等の取組について 2 経費節減効果に対する取組について 3 最適な指定管理期間の設定について ※各項目に対する提案につきましては、可能な限り具体的事例等を交えた御提案をお願いします。
対象者	本市で指定管理者の指定を受けている又は参入を検討している団体（それらを構成員とするグループ等を含む。）

4. 実施スケジュール

内 容	実 施 時 期
実施要領の公表	平成30年12月17日（月）
対話参加の申込み	平成31年1月15日（火）～22日（火）
対話の実施	平成31年2月6日（水）～13日（水）
結果の公表	平成31年3月下旬（予定）

5. 対話までの流れ

(1) 対話参加の申し込み

参加を希望する場合は、別紙の参加申込書兼誓約書に必要事項を記入し、電子メールにより、期間内に下記申込先へ御提出ください（参加申込書兼誓約書の原本は、対話当日に御持参ください。）。なお、電子メールの件名は【サウンディング参加申込】としてください。

対話に出席する人数は、1申請団体につき3名以内とし、参加希望日は、実施期間内で第3希望まで記入してください（日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日以外の日）。

後日、日程調整の上、申請団体の担当者宛に、実施日時及び場所を電子メールにて御連絡します。希望に添えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

【申込期間】平成31年1月15日（火）～22日（火）午後5時まで

【申込先】電子メールアドレス：zaisankeieika@city.takamatsu.lg.jp

※受信確認のため、電子メール送信後、送信した旨の連絡を対話申込期間中の市の執務時間中（日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで）に電話連絡してください（電話番号 087-839-2262）。

(2) 対話の実施

【日時】平成31年2月6日（水）～13日（水）の期間（日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日以外の日）のうち1日
30分から1時間程度

【場所】高松市役所本庁舎の会議室

【実施方法】知的財産保護の観点から、対話は個別に実施します。

【対話内容】「6. 対話内容」以降を御確認ください。

6. 対話内容

主に次の項目について、自らが指定管理者となることを前提とし、可能な限り具体的事例を交えた御意見・御提案をお願いします。対話の際に作成した資料等がありましたら、当日御持参ください。

また、対話終了後も必要に応じて追加の対話（文書照会含む。）やアンケート等を実施させていただく場合があります。その際には、御協力をお願いいたします。

【主な対話項目】

項 目	内 容
1 市民サービスの向上等の取組について	<ul style="list-style-type: none">・市が定める募集要項等において、業務の範囲や施設の利便性向上及び利用促進に関する提案をするに当たって阻害要因となっている条件等について・参加事業者の所在地要件について・再委託の考え方など、市内事業者等の更なる活用について
2 経費節減効果に対する取組について	管理経費の削減（収入確保）を行うために有効な取組について
3 最適な指定期間の設定について	<ul style="list-style-type: none">・管理運営に適した指定期間について（現在は原則5年）・最適な指定期間とした場合に改善される内容等について・物価変動への対応や施設老朽化など、想定されるリスクとその解決法等について
4 その他	その他、お気づきの事項等がありましたら、忌憚のない御意見をお聞かせください。

7. 留意事項

(1) 対話及び対話内容の取扱い

対話への参加実績が、指定管理者選定時の審査において優位性を持つものではありません。

対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、実施を約束等するものではありません。

(2) 調査に関する費用の負担

調査参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 実施結果の公表

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。なお、公表に当たっては、参加事業者の名称及び知的財産に係る内容は公表しません。また、事前に参加事業者へ公表内容の確認を行います。

(4) 参加条件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 参加申込書提出時点で、高松市指名停止等措置要綱（平成24年5月28日（高松市告示第403号））に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者でないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び高松市発注建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置

要綱に該当しない者であること。

8. 問い合わせ先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市財政局財産経営課 ファシリティマネジメント推進室

電話番号：087-839-2262 担当 森元・中村

F A X：087-839-2166

電子メールアドレス：zaisankeieika@city.takamatsu.lg.jp